

2021年6月14日

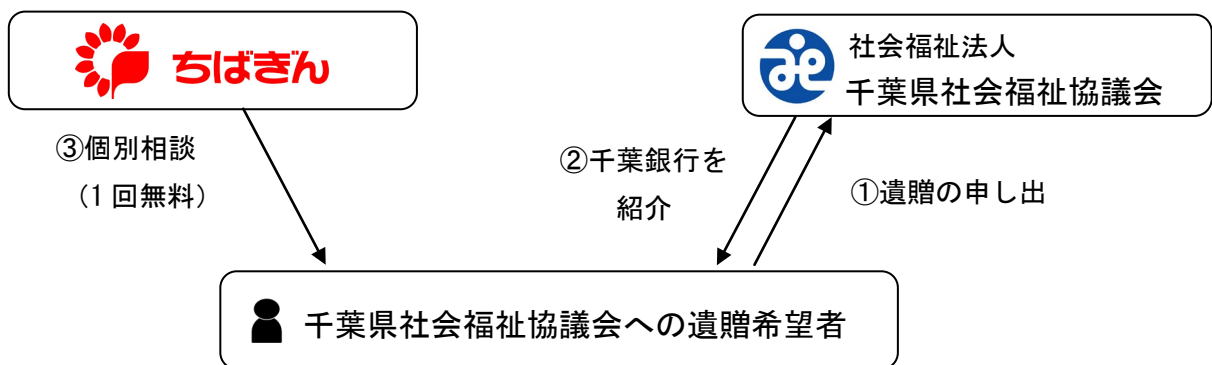
**「遺言を活用した遺贈に関する協定」の締結について**

株式会社千葉銀行（頭取 佐久間 英利、以下「千葉銀行」）と社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会（会長 石渡 哲彦、以下「千葉県社会福祉協議会」）は、2021年6月14日（月）、「遺言を活用した遺贈に関する協定」を締結しました。なお、千葉県社会福祉協議会が金融機関等と遺贈に関する協定を締結するのは今回が初めてとなります。

本協定は、千葉県社会福祉協議会へ遺贈<sup>※1</sup>を希望する方に対し、千葉県社会福祉協議会が遺贈に関する手続きの具体的な相談先として千葉銀行を紹介し、千葉銀行が個別相談に応じる内容となっています。千葉銀行では本部担当者が寄付や遺言作成に関する手続きを説明するほか、必要に応じて遺言信託<sup>※2</sup>などの商品・サービスを提供します。なお、おひとりにつき1回は相談料が無料です。

この他、千葉県社会福祉協議会が高齢者向けのセミナーなどを行う場合は千葉銀行から講師を派遣します。

本協定の締結を機に、千葉銀行と千葉県社会福祉協議会はこれまで以上に緊密に連携し、地域の活性化や社会貢献に協働して取り組んでまいります。

**<遺贈希望者に対する個別相談のスキーム図>**

※1 遺言により、財産を贈与する行為です。

※2 遺言者と遺産の分配方法を決め公正証書遺言を作成し、その正本を保管するとともに、相続発生時には遺言執行を引き受けるものです。

以上